

JET Report

ジェットレポート

16

vol.

新春号

梅

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

FOUR SEASONS／季語

梅



ただよへる梅のにはひの土の上
(素逝)

中国から古代に渡来した梅は、古くから歌に詠まれ絵に描かれてきた。

春一番に、まだ葉の出ぬ枝にぽつりとした可愛い花を開く姿もさることながら、闇夜にもまぎれぬ良い香りが日本人に特に好まれるのだろう。夜の梅、闇の梅もよく詠まれている。

満開の桜が春の盛りを表すとすれば、梅の開花と漂う香りは春の到来を告げる予兆である。まだ厳しい寒さが居残っていても、降り注ぐ日差しが明るさが増し、固い土の奥にかすかな温もりが宿る様子に、我々は春の兆しを感じ取る。それはまた、生命の回復の喜びでもある。

四季のはっきりとした日本では、自然の循環的な移りゆきが人生や社会の流れに重ねられることが多い。昨年はいろいろあったが、再び新しい年が始まった。新年である。新春である。また新しく春を迎えるのだ。

FOUR SEASONS

季語—梅

1

ご挨拶

新年のご挨拶

2

JET SCOPE

環境保護に貢献するJET

3

海外情報

日本—EU MRAの発効について

5

SAFETY REGULATIONS

電気用品技術基準の改正

6

相談事例集

皆さまのご相談にお答えします

9

COLAMU

北京便り

国際基準の導入に力を入れる 中国のお正月「春節」

10

JET INFORMATION

7年を迎えたSマーク 横浜事業所見学

11

JETの試験設備<9>

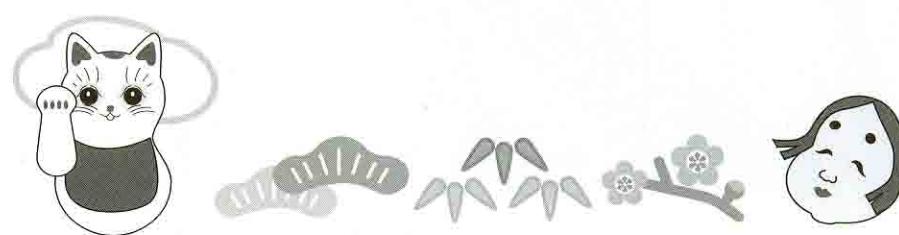
同軸ケーブルしゃへい効果測定装置

14

試験現場NOW<9>

関西事業所

空調・冷凍機器グループ



新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

2002年は、大きな変革の年になりそうです。アメリカ経済も減速していると伝えられています。国内を見ましても、景気が上向く兆しもないまま、一方で、経済のグローバル化、構造改革が進んでいます。企業は勿論、個人の暮らしにも様々な変化が出そうですが、その先行きが見えにくいことが不安感を煽っているのでしょうか。

JETを取り巻く環境も、大きく変化しています。JETの主力の仕事であります電気用品の認証業務も、新しい電気用品安全法が昨年4月から施行され、従来の政府による型式認可に代わって、第三者による検査制度が導入され、この分野にも競争が取り入れられました。一方で、認証業務に対するお客様のニーズもますます多様化しております、また、物流がグローバル化する中で、認証業務も急速に国際化しています。

JETも、新しい時代を迎えたわけです。私共は、創立以来40年にわたって培つてしましました試験、認証分野の技術、経験をベースとしつつも、新たな出発という気持ちで、お客様のニーズ、そして、社会のニーズにお応えすべく挑戦していきたいと思っています。

JETは、これまで様々なニーズにお応えすべく、安全試験はもとより、電磁環境(EMC)試験、高調波測定、冷暖房能力測定など各種設備の充実を図つていきました。また、製造拠点がグローバル化するに伴つて生じる海外認証



理事長
高木宏明

取得支援、CB証明書発行、海外製品認証促進などのお客様の要請にも迅速に対応できるよう、海外認証機関との協力関係を深めております。さらに、昨年施行された電気用品安全法によりますます責任が重くなった製造業者や輸入業者の皆様のために、総合支援サービスや依頼試験の充実を図り、お客様のお役に立ちたいと思っています。

将来に向けては、地球に優しいエネルギーとして注目されている太陽光発電システムの研究や実用化の一端を担わせていただいており、このシステムの普及に寄与したいと考えております。

私共は、このように、ISO登録業務を含め認証試験業務の分野で幅広く皆様のお役に立つべく努力しておりますが、私達の至らぬ点、お気づきの点がございましたら、何なりとご意見をお聞かせいただければ有り難いと思います。

JETレポートでは、今後ともJETの関連業務を紹介しつつ、国内外の認証業務や規格などの動向を中心に皆様のお役に立つ記事を精選してご提供してまいりたいと考えておりますので、引き続きご愛読のほど、お願ひ致します。

環境保護に貢献するJET

電気エネルギーは私たちの生活に大きな役割を果たし、現代社会に必要不可欠な公共財になっていますが、一方でこのエネルギーを生産する発電所の建設による環境影響や送電線などの電力設備から発生する電磁界の影響に関心が向けられています。

JETは、環境分野における社会のニーズに応えるため、平成10年から発電所の立地に係わる環境審査等調査（環境アセスメント）及び送電線などの電力設備に係わる環境影響調査を実施し、その情報を公開しております。

環境アセスメントデータの公開

発電所の新增設にあたって、電気事業者が行う環境調査（環境の現況、環境影響予測の手法、環境影響調査書）に関する情報及び地元自治体等の意見などの情報を収集・分析するとともに、精度の高い環境影響評価情報をデータベース化して、JETに設けた閲覧室及びJETホームページで広く一般に公開しています。

電力設備の電磁界と健康

昭和52年（1977年）7月に通商産業省（現経済産業省）が省議決定した「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」以降、新增設の決定が行われた発電所の環境アセスメント資料を収納しています。その数は水力発電所27、火力発電所87、地熱発電所10、原子力発電所29の計153発電所分です。

公開している発電所の環境アセスメント数

「閲覧室」：環境アセスメント資料及び環境関連法令書籍などをJET内に設置した閲覧室に備えて、資料の閲覧やコピーサービスを行っております。

「ホームページ」：調査、収集した環境アセスメント資料をもとに作成した「環境アセスメント情報」をJETホームページに掲載して利用者の便に供しています。

電力設備の電磁界と健康

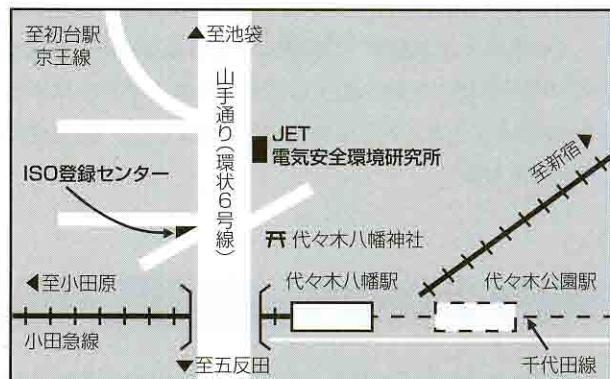
電磁界影響に関する世界保健機関（WHO）の国際電磁界プロジェクト、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）、国際がん研究機関（IARC）などの最新の情報及び国内外の電力設備に関連した訴訟動向、規制動向、世論動向などの情報を収集・整理するとともに、これらの成果をもとに、「電磁界と健康」について、分かりやすい解説を行い、JETホームページや一般向けパンフレットにより公開しております。



●一般向けパンフレット

閲覧室のご案内

所在地：東京都渋谷区元代々木町33-8
元代々木サンサンビル2F
(ISO登録センター 環境認証部)
TEL：03-3466-9251



●ホームページアドレス
<http://www.jet.or.jp>

(環境認証部)



海外情報

日本－EU MRAの発効について



証明書に用いる標章

日本とEU（欧州共同体）との間で平成13年4月4日に締結されたMRA（正式名称：相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定）の概要については、本JET Report 第14号で紹介しました。その後、この協定を実施するための法律並びに政省令が公布されたので、それらの動きを紹介します。JETは適合性評価機関として登録するために申請を行う予定です。

法律の制定・公布

このMRAは①通信端末機器及び無線機器、②電気製品、③医薬品及び④化学品を対象としています。

このうち、総務省及び経済産業省を所轄官庁とする特定機器と定義付けられる①及び②について、MRAを適確に実施するに当たっての基本となる法律「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）」が平成13年7月11日に公布されました。（特定機器については図1参照）

CABとJETの対応

CABはMRAの中で「製品又は工程が締約者の関係法令及びその運用規則に定める技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するための手続を実施する機関」と定義されています。日本国内でその機関として適合性評価事業を行おうとするものは平成14年1月1日以降主務大臣による認定を受け、日－EU両締約者の代表からなる合同委員会での審議を経て登録を受ける必要があります。これにより、EUのCEマーキング制度でのNB(Notified Body) 又はCB(Competent Body)と同等の資格が得られることになります。

（国際事業部）

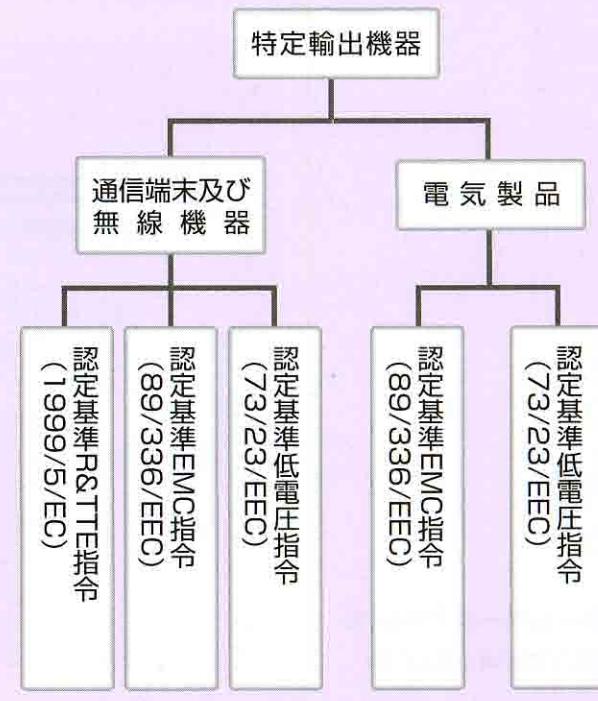
関連政省令の公布

法施行に必要な以下の政省令が平成13年11月に公布されました。これによりMRAが具体的に実施に向けて動くこととなります。

- 11月16日 手数料等に関する施行令（政令第355号）
- 11月16日 指定調査機関（適合性評価機関（以下CAB：Conformity Assessment Boardと言う）の的確性を調査する機関）等に関する総務、経済産業省令（省令第2号）
- 11月26日 MRA実施に関する法律施行規則（CABは適合性評価の結果として標章を付した証明書を発行することができる）（総務、経済産業省令第3号）
- 11月26日 国際証明書等に関する経済産業省令（省令第208号）
- 11月26日 表示に関する総務省令（省令第146号）

これらによりMRAの具体的な実施の動きが現実のものとなっていました。

図1:特定機器の区分



Safety Regulations

電気用品技術基準の改正概要

経済産業省では、電気用品の技術上の基準を定める省令第1項の別表及びその細則並びに第2項の細則(IEC-J規格)の改正案が平成13年11月15日にパブリックコメントとして公表されましたので、その概要について紹介します。

1 省令第1項基準改正案の概要

【別表第一】

1 (5) 「ケーブル」に、軟銅集合より線の導体、ポリエチレン混合物の絶縁体及び外装を使用した可撓ケーブルが加わりました。これはアクセスフロア内のケーブル配線に用いられるもので、他のケーブルと誤認のおそれがないように用途表示が要求されています。

1 (9) 「平形導体合成樹脂絶縁電線」に、定格電流が15Aで、アース導体を有しない天井面施設用のものが加わりました。これも同様に用途表示が要求されています。

【別表第二】

2 (12) 「合成樹脂製ボックス」及び3 (4) 「合成樹脂製スイッチボックス」について、ノックアウトに加える圧縮荷重の値が250Nから160Nに緩和されました。

【別表第六】

4 「蛍光灯用安定器その他」において、電灯器具内用及び屋内用のものの使用者接続端子に、速結端子が使用できることになりました。

【別表第八】

2 (50) 「電気冷蔵庫その他」に、イソブタンなどの可燃性冷媒を使用した製品に対する要求事項が加わりました。要求事項は、省令第2項基準の改正案を準用し、細則に規定されています。

また、法改正の際に新たに適用された2 (78の2) 「浴槽用電気温水循環浄化器」に細則が設けられ、温度試験方法などが明確化されました。

2 省令第2項基準改正案の概要

今回の改正内容を簡単にまとめると次のとおりです。

- * 新たな規格の採用並びに現行規格の改版及び追補(Amendment)の採用
- * 電気用品安全法施行令及び施行規則改正にともない削除された電気用品名の削除
- * 附表番号の見直し
- * 引用規格の読み替換基準の削除

適用時期は平成14年4月1日です。適用の際に適用前の規

格で製造されている電気用品については、3年間の猶予が認められています。

改正の概要は次のとおりです。また、改正された規格のリストを(1)から(5)に示します。

【電線】

版の見直し及び追補の採用にあわせてデビエーションの見直しが図られ、その多くが削除されてIEC規格にはほぼ一致した内容となっています。

【変圧器】

現在J60742を適用していますが、新たにIEC61558シリーズとしてラインアップされたため、全面的に見直しされています。新規格では用途ごとに個別規格が設けられ、パート1とともに使用することになります。

【家電機器】

現在、電気毛布はJ60967、ファンはJ60335-1とJ60342-1を組み合わせて適用していますが、改正によりJ60335シリーズの中に取り込まれました。

電気冷蔵庫類のJ60335-2-24には、冷媒に可燃性ガスを使用した製品に対する要求事項が加わりました。要求事項としては、十分な圧力に耐え得る保護冷却システム、冷媒量の制限、庫内に冷媒が漏れたときに爆発するおそれがない構造などがあります。

【電子機器】

感電に対する保護に対して、現在クラス0機器がデビエーションで付加されていますが、これが削除され、クラス0I、I又はII機器のいずれかとなりました。

【情報技術機器】

版の改訂にともない絶縁距離に係わるデビエーションが見直しされ、IEC規格とのより一層の整合化が図られています。

【雑音の強さ】

CISPR 13に関する情報通信審議会答申(平成13年5月)に基づきCISPR 13が採用されました。

Safety Regulations

① 新たに採用された規格

基 準 番 号	対 応 I E C 規 格	適 用	参 考
J60227-7(2002)	IEC60227-7 第1版(1995)	多心可とう塩化ビニル絶縁ケーブル	新規追加規格
J60245-8(2002)	IEC60245-8 第1版(1998)	高可とう性ゴムコード	新規追加規格
J60269-3(2002)	IEC60269-3 第2版(1987)	非熟練者用ヒューズ(主として家庭用)	新規追加規格
J60269-3-1(2002)	IEC60269-3-1 第1版(1994)+Amd.No.1(1995)		新規追加規格
J61558-1(2002)	IEC61558-1 第1版(1997)	変圧器、電源装置類一般	J60742からの 移行規格
J61558-2-1(2002)	IEC61558-2-1 第1版(1997)	汎用型複巻変圧器	
J61558-2-2(2002)	IEC61558-2-2 第1版(1997)	制御変圧器	
J61558-2-4(2002)	IEC61558-2-4 第1版(1997)	汎用型絶縁変圧器	
J61558-2-5(2002)	IEC61558-2-5 第1版(1997)	シェーバー変圧器及びシェーバー電源装置	
J61558-2-6(2002)	IEC61558-2-6 第1版(1997)	汎用安全絶縁変圧器	
J61558-2-7(2002)	IEC61558-2-7 第1版(1997)	玩具用変圧器	
J61558-2-8(2002)	IEC61558-2-8 第1版(1998)	ベル及びチャイム変圧器	
J61558-2-15(2002)	IEC61558-2-15 第1版(1999)	医療施設の電源用アイソレート型絶縁変圧器	
J61558-2-17(2002)	IEC61558-2-17 第1版(1997)	スイッチモード電源のための電源変圧器	J60967からの 移行規格
J60335-2-17(2002)	IEC60335-2-17 第1版(1998)	毛布、パッド及びこれに類する可撓電熱機器	
J60335-2-34(2002)	IEC60335-2-34 第1版(1996)	電動圧縮機	
J60335-2-77(2002)	IEC60335-2-77 第1版(1996)	手押し式芝刈り機	新規追加規格
J60335-2-80(2002)	IEC60335-2-80 第1版(1997)	ファン	J60342-1からの 移行規格
J60335-2-81(2002)	IEC60335-2-81 第1版(1997)	足温器及びマット	
J60335-2-82(2002)	IEC60335-2-82 第1版(1999)	サービス機器とアミューズメント機器	
J60335-2-84(2002)	IEC60335-2-84 第1版(1998)	電気トイレ	新規追加規格
J60335-2-90(2002)	IEC60335-2-90 第1版(1997)	業務用電子レンジ	新規追加規格
J60335-2-91(2002)	IEC60335-2-91 第1版(1997)	後押し式及び手持ち式芝刈り機及び芝縁刈り機	新規追加規格
J60335-2-94(2002)	IEC60335-2-94 第1版(1999)	はさみ型草刈り機	新規追加規格
J60384-14(2002)	IEC60384-14 第2版(1993)+Amd.1(1995)	電源用電磁障害防止固定コンデンサ	新規追加規格 (部品試験方法)
J55013(2002)	CISPR13 第3版(1996)+Amd.No.1(1998)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容差	新規追加規格 (雑音の強さ)

(2) 追補が採用された規格

*表1(1) 電線のうち、J60227-1、J60227-3、J60227-4、J60245-1、J60245-2、J60245-3、J60245-4、J60245-6、J60245-7

*表1(3) ヒューズのうち、J60127-1

*表1(4) 配線器具のうち、J60838-2-1、J60998-1

*表1(6) 交流用電気機械器具類のうち、J60335-1、J60335-2-4、J60335-2-5、J60335-2-36、J60335-2-37、J60335-2-38、J60335-2-39、J60335-2-42、J60335-2-47、J60335-2-48、J60335-2-49、J60335-2-50、J60598-2-3、J60598-2-6、J60598-2-19、J60968

*表1(7) 他の基準から引用される規格のうち、J60825-1

② 版の見直しが行われた規格

基 準 番 号	新対応IEC規格の版	旧対応IEC規格の版	適 用
J60227-2(2002)	第2版(1997)	第1版(1979)+Amd.No.1,2	可とう塩化ビニル絶縁ケーブル(コード)
J60227-5(2002)	第2版(1997)+Amd.No.1	第1版(1979)+Amd.No.1,2	可とう塩化ビニル絶縁ケーブル(コード)
J60238(2002)	第7版(1998)+Amd.No.1	第5版(1991)+Amd.No.1,2	ねじ込み形ソケット
J60400(2002)	第6版(1999)	第4版(1991)+Amd.No.1,2	蛍光灯用・グロースターター用ソケット
J60669-1(2002)	第3版(1998)+Amd.No.1	第2版(1993)+Amd.No.1,2	固定電気設備用スイッチ一般
J60669-2-1(2002)	第3版(1996)+Amd.No.1,2	第2版(1994)+Amd.No.1,2	固定電気設備用電子スイッチ
J60669-2-2(2002)	第2版(1996)+Amd.No.1	第1版(1984)	固定電気設備用電磁遠隔制御式スイッチ
J60838-1(2002)	第3版(1997)	第2版(1993)	ソケット類一般
J61184(2002)	第2版(1997)	第1版(1993)+Amd.No.1	差込ランプソケット
J60065(2002)	第6版(1998)	第5版(1985)+Amd.No.1,2,3	オーディオ、ビデオ類の電子機器
J60335-2-7(2002)	第5版(2000)	第4版(1993)	電気洗濯機
J60335-2-11(2002)	第5版(2000)+Amd.No.1	第4版(1993)	回転ドラム式電気乾燥機
J60335-2-24(2002)	第5版(2000)	第4版(1997)	電気冷蔵庫
J60335-2-44(2002)	第2版(1997)	第1版(1987)	電気アイロナー
J60335-2-51(2002)	第2版(1997)	第2版(61/951/FDIS)	給湯・給水設備用循環ポンプ
J60335-2-53(2002)	第2版(1997)	第1版(1988)	サウナ用加熱器
J60335-2-56(2002)	第2版(1997)	第1版(1990)	プロジェクター
J60335-2-60(2002)	第2版(1997)	第1版(1990)	渦流浴槽機器
J60432-1(2002)	第2版(1999)	第1版(1993)+Amd.1	白熱電球
J60598-1(2002)	第4版(1996)	第3版(1992)+Amd.No.1	照明器具一般
J60598-2-2(2002)	第2版(1996)+Amd.No.1	第1版(1979)+Amd.No.1,2	定着灯器具
J60598-2-4(2002)	第2版(1997)	第1版(1979)+Amd.No.1,2,3	埋込型照明器具
J60598-2-5(2002)	第2版(1998)	第1版(1979)+Amd.No.1,2	道路及び街路用照明器具
J60598-2-20(2002)	第2版(1996)+Amd.No.1	第1版(1982)+Amd.No.1,2	ライティングチェーン
J60598-2-22(2002)	第3版(1997)	第2版(1990)	非常時用照明器具
J60950(2002)	第3版(1999)	第2版(1991)+Amd.No.1,2,3,4	情報技術機器
J61195(2002)	第2版(1999)	第1版(1993)	直管蛍光ランプ
J61199(2002)	第2版(1999)	第1版(1993)	片口金蛍光ランプ
J60068-2-6(2002)	第6版(1995)	第5版(1982)+Amd.1,2	正弦波振動試験方法 (試験方法)

(4) デビエーション等内容が見直しされた規格

J60228、J60127-2、J60127-3、J60127-4、J60335-2-6、J60335-2-9、J60335-2-J1、J60335-2-J8、J60085、J60695-2-2及びJ55001

(5) 廃止された規格

*他の規格に移行されJ60742(J61558シリーズへ移行)、J60335-2-J4(J60335-2-J1に包含)、J60342-1(J60335-2-80へ移行)及びJ60967(J60335-2-17へ移行)

*版が見直された規格の旧版

*表1、2及び3から引用される規格であって、読み替える基準

皆さまのご相談にお答えします

電気用品の対象・非対象については、長年「電気安全環境研究所月報」に連載していましたが、電気用品安全法の施行にともない廃刊となりました。しかし、皆様からのご要望もあり、さまざまな事例について、認定検査機関としてのJETの判断を、このJET Reportに引き継いで連載いたします。

電気用品安全法の対象・非対象事例

事例1

この製品は、エアポンプとベルト状のエアパックから構成されるもので、エアパックを腕、大腿部など美容刺激部位に巻き付け、エアポンプから空気を送り、加圧・減圧を繰り返して刺激を加えることにより美容マッサージを行うものです。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

JETの 判 断

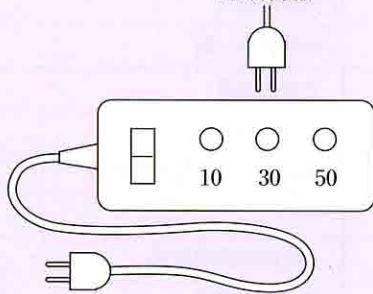
当該製品は、構造や使用方法から電気マッサージ器に類似したのですが、患部の治療を目的としたものでなく、あくまで美容目的のものなので、特定電気用品以外の電気用品の「その他の理容用電動力応用機械器具」で対象となります。

事例2

この製品は、電気治療器を駆動することを目的としたタイマーで、壁のコンセントと治療器との間に接続器を介して接続するものです。動作は3モードあり、3時間ごとに10分、30分又は50分間ONすることができ、出力はそれぞれに対応したコンセントがあります。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

電気治療器



JETの 判 断

当該製品は、電気治療器のコントローラーとも考えられますが、各モードに対応したスイッチにより時間設定が出来るものなので、特定電気用品の「タイマースイッチ」で対象となります。

事例3

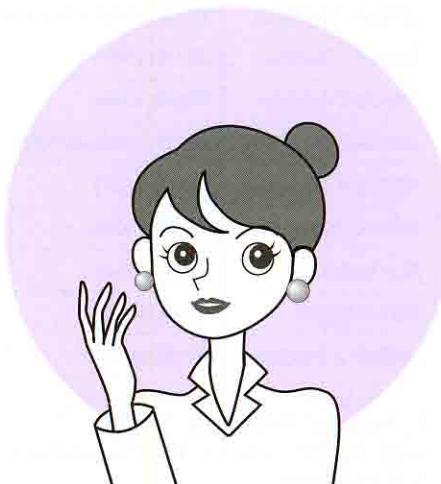
①この製品は、E26サイズの口金をもつ安定器内蔵の電球形蛍光ランプで、白熱電球用のソケットに直接接続できるものです。これと類似の構造のもので、ランプ部分を分離（交換）できるようにしたものもあります。これらのものは電気用品安全法の対象となりますか。

②また、電球形蛍光ランプ専用構造の天井取付照明器具は、白熱電灯器具又は放電灯器具のどちらに該当しますか。

JETの 判 断

①安定器内蔵の電球形蛍光ランプは、特定電気用品以外の電気用品の「蛍光ランプ」で対象となります。ランプ部分を分離（交換）できる構造のものの場合、ランプ部分は特定電気用品以外の電気用品の「蛍光ランプ」、口金付安定器部分は特定電気用品以外の電気用品の「放電灯器具」に該当し、それぞれ対象となります。

②放電灯器具は、本来安定器を内蔵しているものをいいますが、電球形蛍光ランプ専用構造の天井取付照明器具は、特定電気用品以外の電気用品の「放電灯器具」で対象となります。ただし、電球形蛍光ランプ専用構造の照明器具は、一般に白熱電球に取り換えることが可能な構造であることから、ランプ取り付け部（ランプソケット）の近傍に電球形蛍光ランプ専用のものである旨を明示する必要があります。



(技術規格部)

国際基準の導入に力を入れる

国家品質監督検驗検疫総局の李長江局長はこのほど、今後、中国の国家基準（G B）に国際的に先進的な基準を積極的に導入する方針を発表した。李氏は、第十次五ヵ年計画期間（2001年～2005年）中に、中国における国際基準及び国際的に先進的な基準を採用するレベルを高めるため、国際基準の中国国家基準に占める割合を2000年の43.5%から55%に引き上げるとともに、中国政府のWTOに対する承諾を履行して、中国の技術法規に採用する国際基準の比率をこの5年間に10ポイント高めることを目指すと語った。



北京便り 2

中国のお正月「春節」

中国では、新暦の1月1日を新年として迎えますが、お祝いの行事を行いません。中国人が賑やかに送るお正月は旧暦の1月1日です。このお正月のことを「春節」といい、これは、旧暦の1月1日がだいたい新暦の2月頃になり、春が近づいてくる時期であるからです。「春節」は、全国的な休日であり、土日を入れて5日間休めます。

だいたい「春節」の1ヶ月前から皆がお正月用品を準備するため、買ひだめを始めます。それで、師走の町が賑やかになります。大晦日の夜は、一家団欒のときですので、家族が全国各地から、海外にいる場合でも可能な限り、親元に戻ってきて一緒に新しい年を迎えます。そのため、「春節」のとき、中国全土では約2億人が移動します。大晦日の料理には魚と鶏が出ます。これは、「魚」と「余」(余る)、「鶏」と「吉」(大吉)の発音が

通じているからです。

大晦日の夕食が終わってから、皆が寝ずに新しい年を迎える。そして、皆で餃子を作り、新年の鐘がなってからゆでて食べます。また新年の鐘がなってから、若者達と子供達は一齊に外に出て爆竹を鳴らします。これこそ、「爆竹声中一歳除」(爆竹の音の中で年を送る)ということです。その爆竹で空が明るくなることもあります。しかし、ここ数年、爆竹による火事が多かったため、ほとんどの都市では爆竹が禁止されています。

1日の朝、餃子を食べてから、皆が親戚や友人、同僚等のところに「拝年」(年始の挨拶)に行きます。子供達は喜んで大人について行ってお年玉をもらっています。

このような嬉しい「春節」なので、休日が終わっても気持ちがなかなか仕事に戻れないのです。

北京連絡員

7年を迎えたSマーク

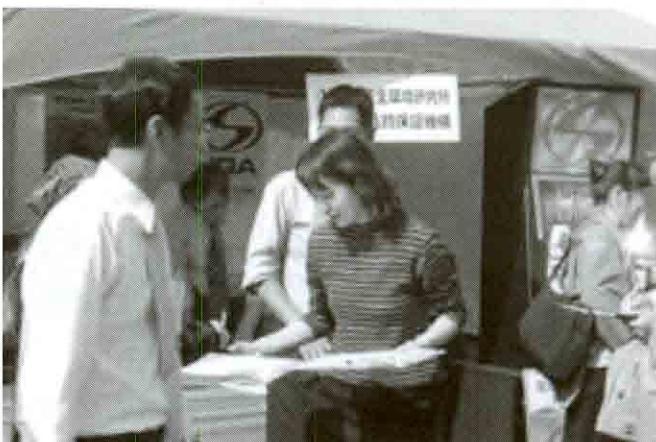
Sマーク認知度アンケート調査結果、及びSマーク付電気製品の店頭普及実態調査結果からみたSマークに対する最近の動向と、JETの普及広報活動について

1. Sマーク認知度アンケート調査結果

東京都消費者月間実行委員会主催の「くらしフェスタ東京2001（テーマ：どうする21世紀安心・安全をもとめて）」が平成13年10月16日～17日の2日間の日程で開催されました。JETは、財団法人 日本品質保証機構と共にこのイベントに参加し、SマークPRビデオの放映等による普及広報活動を実施するとともに、Sマーク認知度等のアンケート調査を実施しました。

アンケート総数1,090件のうち、Sマークを知っていた25.6%、見たことがある16.1%、知らなかった58.3%で、41.7%の方々が何らかの形でSマークを知っている結果となりました。また、41.7%の回答をいただいた方々に、何でSマークをお知りになったかをお伺いしたところ、新聞・雑誌・電車等の広告が25.4%で最も多く、次いで、電気製品の表示19.4%、販売店のチラシ・ポスター18.9%、メーカーの製品カタログ16.3%、消費者センター等にあったリーフレット13.1%、その他6.9%の順でした。

なお、アンケートにご協力いただいた方々にSマークのご説明をさせていただいた結果、64.4%の方が“今度電気製品を購入する際はSマーク付き製品を選ぶ”と答えていますが、35.6%の方は、価格、ブランド、デザイン、販売店等で選ぶとの回答でした。



2. Sマーク付き電気製品の店頭普及実態調査結果

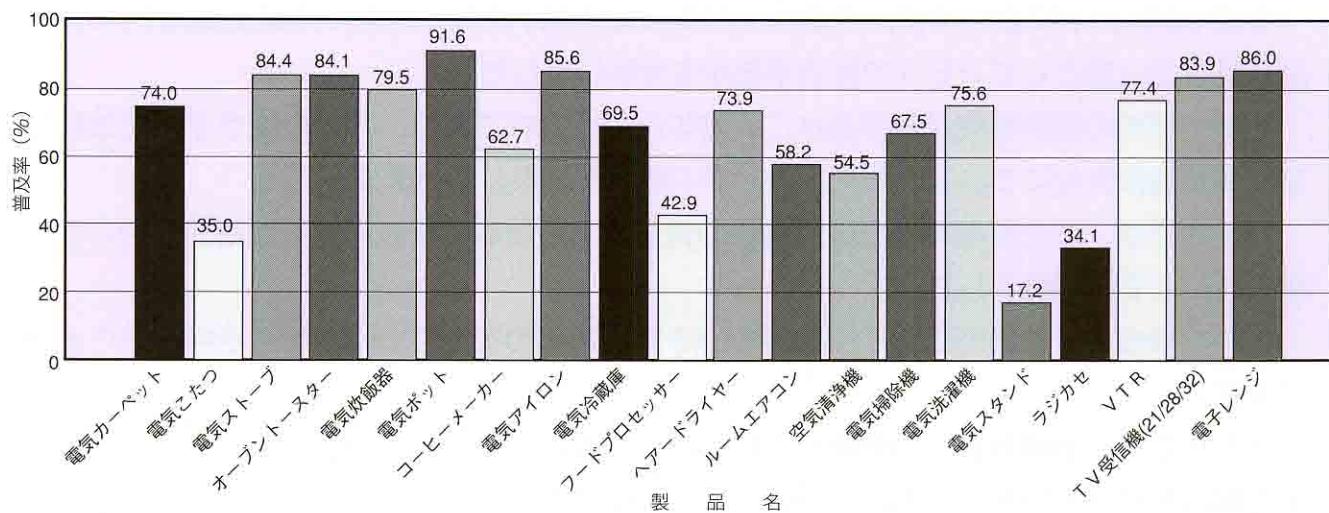
電気製品認証協議会（会長：正田英介東大名誉教授）の広報専門部会（部会長：小川作蔵日本電気大型店協会事務局長）では、平成9年から実施しているSマーク付き電気製品の店頭普及実態調査（今回で10回目）を平成13年11月に実施しました。

今回も電気製品認証協議会事務局を中心に、財団法人 日本消費者協会、全国地域婦人団体連絡協議会及び日本電気大型店協会より調査員の派遣応援をいただき、家電量販店、地域電器店、百貨店及びチェーンストア11店舗のご協力の下、20品目（2,338台）について普及の実態を調査した結果、季節

商品も含めた今回の普及率は67.9%で、前年同月期とほぼ横ばいとなりました。また、平成9年の調査開始時より継続調査している10品目の普及率は70.1%で、前年同月期に比べほぼ横ばいながら、調査開始時に比べ、約10%の増加となりました。

さらに今回調査した全品目に占める海外生産品の割合は26.3%で、前年同月期に比べて2%の増加、統計を取り始めた平成11年当時に比べると約8%の増加となりました。また、普及率も66.0%で前年同月期に比べ3.3%増加、平成11年当時に比べると約10%増加しています

製品別Sマーク普及率



3. Sマークに対する最近の動向

アンケート調査でのSマークの認知度は約42%であり、Sマークが社会に浸透しつつあることをうかがわせる結果となっています。これもひとえにSマークを推奨していただいている製造・輸入・流通事業者の皆様によるカタログ等へのSマークの記載、消費生活センターはじめ関連団体でのSマークリーフレットの配布等、関係各位のご協力のたまものと感謝しております。

一方、店頭普及実態調査でのSマーク付き製品の普及率は約70%で、近年ほぼ横ばいの結果となっていますが、生産国は、確実に海外（特に中国、タイ、マレーシア等のアジア地域）へシフトしており、今後もこの傾向は続くものと推察されます。（平成13年11月末におけるS-JETマーク登録工場は308工場）

このような状況の下、流通事業者の皆様を対象に、Sマーク付き製品を自信を持って販売していただくことを目的に、実際の試験がどのような形で行われているかを間近でご覧いただきラボツアーを企画し、平成13年11月16日に全国電気商業組合連合会の近畿地区の皆様にJETの関西事業所をご見学いただきました。

また、JETは、Sマークのより一層の認知度向上を目指して、一般消費者の皆様に対する普及広報活動についても、街頭でのS-JETマーク付扇の配布、車内広告掲出、新聞広告掲載等、幅広い普及広報活動に努めています。さらに、教育現場においても、教科書等でSマークが紹介されるなど、確実に認知度が向上している状況です。



(関西事業所見学会)



(街頭キャンペーン)

(企画広報部)

《横浜事業所見学会》

平成13年11月7日に神奈川県横浜市鶴見区立市場小学校6年生の児童生徒約100人が社会科見学の一環としてJ E Tの横浜事業所を見学しました。

市場小学校の横浜事業所見学会はここ数年毎年行われており、将来を担う子供たちに身近な電気製品の安全について興味を抱き、学ぶ機会を提供しています。

見学会では、電気製品の安全試験風景の見学、実験体験、質疑応答等が活発に行われ、子供たちにとても好評でした。

これを機会に、普段何気なく使用している電気製品の安全について関心を持ったこと思います。

J E Tでは、地域社会への貢献を主目的に、今後とも多くの方々に見学会を通して電気安全に关心を持っていただけるよう努めて行く所存です。



(横浜事業所)

同軸ケーブルしゃへい効果測定装置

EMC試験センターでは、IEC60096-1で要求されるケーブルテレビジョンシステムを含む放送受信及び分配システムに使用される高周波ケーブルのしゃへい効果の測定サービスを提供しています。

EMI測定装置を用い、しゃへい減衰量を吸収クランプ法で測定します。精度の高い測定を行うためには信号発生器からの影響を最小限に押さえることが重要です。

そこで、シールド室を改造し信号発生器をシールド室外に設置しました。

また、EMI測定で培った技術力と経験を生かし、信頼性の高いデータを提供します。

周波数範囲：30MHz～1000MHz

同軸ケーブルインピーダンス：50Ω及び75Ω

最大ケーブル外径：20mm

横浜事業所 EMC試験センター

T E L : 045-582-2504

F A X : 045-582-2270



試験現場 NOW 〈9〉

関西事業所 空調・冷凍機器グループ

私たちはおもに冷凍装置付製品（冷房機・冷蔵庫等）と送風装置付製品（扇風機・換気扇・空気清浄機等）の安全試験を行っています。

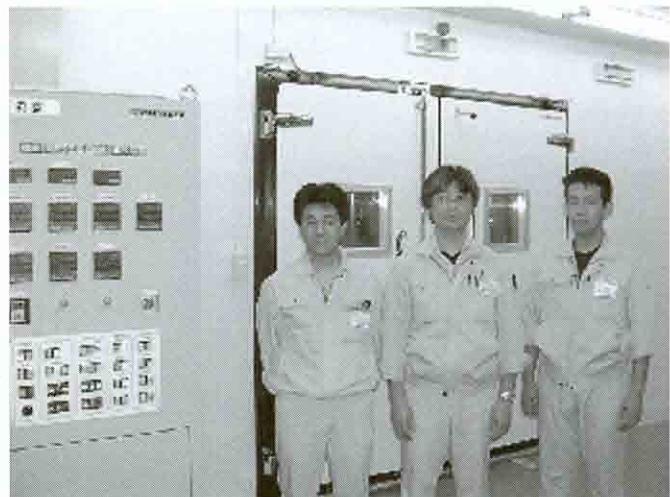
現在グループ内では、試験業務の一部を分業化（温度・特性担当と構造・データ整理等担当）して効率化を図っておりますので、認証ご希望日をはじめお客様の多種多様なニーズに十分対応できることと思います。

また、前回号（vol.15）でご紹介しました電気冷房機用カロリーメーターについても当グループが担当ですので、お申し込み等についてお気軽にご相談ください。

なお、適用規格は次の通りで、それぞれ成績証明書や成績書の発行も可能です。

－安全試験対応規格

- ・電気用品安全法 技術基準
- ・IEC規格



- ・JIS規格
 - ・お申し込み者の指定
- －電気冷房機の冷暖能力測定（カロリーメーター）対応規格
- ・JIS B8625 (ISO5151準拠)

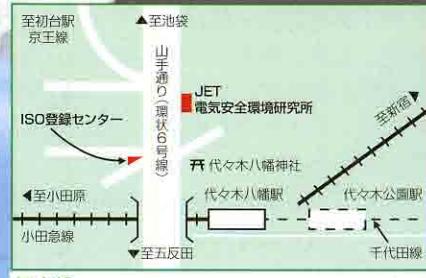
関西事業所 空調・冷凍機器グループ

T E L : 06-6491-0251

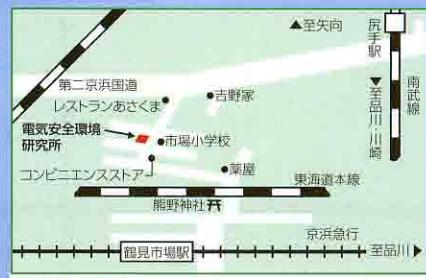
F A X : 06-6498-5562

<お問い合わせの際はこちらまで>

[本 部]	TEL	FAX
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5145	03-3466-5106
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-5106
●技術規格部 info@jet.or.jp	03-3466-9241	03-3466-5288
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●工場調査部 info@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●東京事業部 info@jet.or.jp	03-3466-5185	03-3466-9223
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204

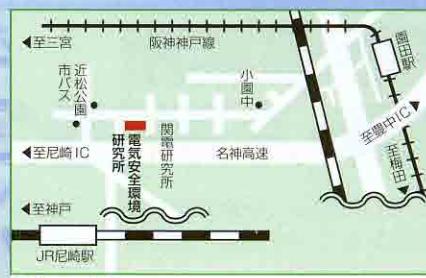


■本部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル2F)



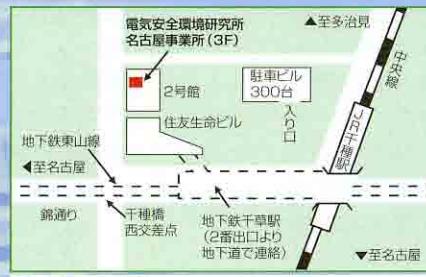
■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮
1-12-30

[ISO登録センター]	TEL	FAX
●事業推進室 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

[横 浜 事 業 所]	TEL	FAX
●横浜事業所 (代表) yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2255



■名古屋事業所
〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31
(住友生命千種第2ビル3階)